

2019年度業種別講習会

「食品表示法完全施行まで残り1年」 (100点満点の表示の準備を)

ご参加をお願いします

- 1 食品表示法を中心とした食品表示関連法の現状
 - 2 生鮮食品, 加工食品の表示方法
 - 3 栄養成分表示の方法, 食品表示の事例
- 食品表示の新基準「完全義務化」に!

主催 鹿児島県商工会連合会

開催 曾於地区商工会

日時 9月19日(木)13:30~15:30

場所 曾於市商工会 末吉本所

講師 マトハヤ・フーズコンタクト 代表取締役 的早剛由 氏

講師プロフィール

島根県松江市生まれ。昭和49年農水省入所。JAS法に基づく食品企業等へ品質管理指導、有機JAS認定に係る審査、監査等を担当。平成19年3月農水省所管独立行政法人農林水産消費技術センター主任調査官。平成19年4月、株式会社マトハヤ・フーズコンタクト創業に携わる。平成21年4月、同社の代表取締役兼法令制度テクニカルアドバイザーに就任。現在に至る。

定員 30名 受講料:無料

定員になり次第締め切らせて頂きます。

食品表示法が施行されましたが、実際にどのように変わったのかよく分からないという方もおられるのではないのでしょうか？

食品表示法が施行されたことで、新たに必要な項目が追加されました。現在は猶予期間のため、以前の表示内容でも許されています。ですが、2020年には完全に食品表示法の内容に移行するため、食品表示法に合わせた食品表示に変更する必要があります。

今回は食品表示法の説明から移行期間、冷凍食品、加工食品の食品表示まで説明します。

(切り取らずにFAXしてください)

業種別講習会参加申込書

下記申込書にご記入のうえ電話・FAXにて、お近くの商工会へお申し込みください。

事業所名		
参加者氏名		
住所		
電話番号	()	—

主催 鹿児島県商工会連合会 (鹿児島市名山町9-1 県産業会館6階)

申込先 曾於市商工会末吉本所 FAX: 0986-76-0006 TEL: 0986-76-0232
志布志市商工会末吉本所 FAX: 099-472-0939 TEL: 099-472-1108
大崎町商工会 FAX: 099-476-1990 TEL: 099-476-0136